

平成１８年度公共事業箇所評価制度の変更点について

１ 経緯

平成１７年度の公共事業評価専門委員会の意見を踏まえ、評価手法の透明性の確保や説明責任を果たすため、見直しを行った。

２ 見直し内容

（１）評価の対象

１）内容

「継続箇所評価」の対象について、当初の段階から全体事業費が３割以上増加した事業箇所は、経過年数要件にかかわらず、その年度の継続評価の対象とする。

（２）個別事業別判定基準

個別事業種別毎に定めた評価基準の評価項目や配点について見直しを実施した。

１）内容

① 類似事業間での評価基準の見直し

評価項目や配点は、各事業個別に設定しているが、類似事業の一部については、その配点の重み付けや点数配点をできる限り統一する。

② 「進捗率または進捗状況」の取扱いについて

進捗状況に関する評価項目については、『熟度』の観点の評価項目とする。

③ 「環境への配慮」事項について

事業特性に応じ必要である場合は、「環境への配慮」事項を評価項目として追加する。

④ その他

配点内訳の考え方を統一する。

例 配点 10 点で 3 段階の場合 10 点 － 5 点 － 0 点（または 1 点）

配点 20 点で 5 段階の場合 20 点 － 15 点 － 10 点 － 5 点 － 0 点（1 点）

○ 評価基準の配点内訳は 別添表－１ のとおり。

平成18年度 公共事業箇所評価基準の配点一覧

所管課	適用事業名	新規箇所	継続箇所	必要性	緊急性	有効性	効率性	熟度	計
(農林水産部)									
農山村振興課	担い手育成基盤整備事業	6(1)		15	20	30	15	20	100
農地整備課	担い手育成基盤整備事業		7(1)	15	10	40	10	25	100
農山村振興課	地すべり対策事業	6(2)		20	20	20	20	20	100
農地整備課	地すべり対策事業		7(4)	15	20	20	20	25	100
農山村振興課	かんがい排水事業	6(37)		15	25	25	15	20	100
農地整備課	かんがい排水事業		7(2)	15	20	20	20	25	100
"	地域用水環境整備事業		7(3)	15	15	20	25	25	100
農山村振興課	農道整備事業		7(5)	15	20	20	20	25	100
農地整備課	ため池等整備事業		7(36)	20	10	35	10	25	100
水産漁港課	漁港漁場整備事業(漁港整備)	6(3)		25	20	20	15	20	100
"	漁港漁場整備事業(漁港整備)		7(6)	25	20	20	15	20	100
"	漁港漁場整備事業(漁場整備)	6(4)		25	20	20	15	20	100
"	漁港漁場整備事業(漁場整備)		7(7)	25	20	20	15	20	100
"	漁港関連道整備事業	6(5)		25	20	20	15	20	100
"	漁港関連道整備事業		7(8)	25	20	20	15	20	100
"	漁港海岸保全施設事業(高潮対策・侵食対策)	6(6)		35	25	20	10	10	100
"	漁港海岸保全施設事業(高潮対策・侵食対策)		7(9)	25	25	20	15	15	100
森林整備課	水土保全治山事業	6(7)		20	20	15	25	20	100
"	水土保全治山事業		7(10)	15	20	20	20	25	100
"	水源地域整備事業	6(8)		20	20	15	25	20	100
"	水源地域整備事業		7(11)	15	20	20	20	25	100
"	生活環境保全林整備事業	6(9)		20	20	15	25	20	100
"	生活環境保全林整備事業		7(12)	15	15	25	20	25	100
"	地すべり防止事業	6(10)		20	20	15	25	20	100
"	地すべり防止事業		7(13)	15	20	20	20	25	100
"	林道事業	6(11)		25	20	15	20	20	100
"	林道事業		7(14)	15	15	15	30	25	100
"	ふるさと林道緊急整備事業		7(15)	20	15	15	20	30	100

(注) 地域用水環境整備事業、農道整備事業、ふるさと林道緊急整備事業は、新規箇所評価の基準なし

平成18年度 公共事業箇所評価基準の配点一覧

所管課	適用事業名	新規箇所	継続箇所	必要性	緊急性	有効性	効率性	熟度	計
[建設交通部]									
都市計画課	街路事業	6(12)		35	20	15	20	10	100
"	街路事業		7(16)	35	15	15	20	15	100
"	広域公園事業	6(13)		25	25	20	15	15	100
"	広域公園事業		7(17)	25	25	20	15	15	100
下水道課	流域下水道事業	6(14)		25	30	20	15	10	100
"	流域下水道事業		7(18)	25	30	20	10	15	100
"	公共下水道事業	6(15)		35	25	15	20	5	100
"	公共下水道事業		7(19)	35	25	15	10	15	100
道路課	道路改築事業(地域間交流・連携促進)	6(16)		30	15	15	30	10	100
"	道路改築事業(地域間交流・連携促進)		7(20)	15	15	30	20	20	100
"	道路改築事業(域内・生活圏)	6(17)		40	15	15	15	15	100
"	道路改築事業(域内・生活圏)		7(21)	15	15	30	20	20	100
"	市町村道代行事業	6(18)		30	15	25	15	15	100
"	市町村道代行事業		7(22)	25	15	30	20	10	100
"	交通安全事業(歩道)	6(19)		35	25	15	10	15	100
"	交通安全事業(歩道)		7(23)	35	25	15	10	15	100
"	凍雪害防止事業(堆雪帯)	6(20)		30	15	25	15	15	100
"	凍雪害防止事業(堆雪帯)		7(24)	10	15	30	20	25	100
"	凍雪害防止事業(スノーシールド、防雪柵)	6(21)		30	15	25	15	15	100
"	凍雪害防止事業(スノーシールド、防雪柵)		7(25)	10	15	30	20	25	100
河川砂防課	河川改修事業	6(22)		40	20	20	10	10	100
"	河川改修事業		7(26)	30	15	20	15	20	100
"	ダム事業	6(23)		40	20	20	10	10	100
"	ダム事業		7(27)	30	15	20	15	20	100
"	海岸事業	6(24)		35	25	20	10	10	100
"	海岸事業		7(28)	30	20	15	15	20	100
"	小規模な河川改修事業	6(25)		30	25	20	10	15	100
"	小規模な河川改修事業		7(29)	25	20	20	15	20	100
"	砂防事業	6(26)		20	35	25	10	10	100
"	地すべり対策事業	6(27)		20	35	25	10	10	100
"	急傾斜地崩壊対策事業	6(28)		20	40	20	10	10	100
"	雪崩対策事業	6(29)		20	40	20	10	10	100
"	砂防・地すべり・急傾斜・雪崩事業		7(30)	20	10	10	30	30	100
港湾空港課	港湾事業	6(30)		30	20	20	20	10	100
"	港湾事業		7(31)	25	20	20	20	15	100
"	空港整備事業	6(31)		35	20	15	20	10	100
"	空港整備事業		7(32)	30	20	10	20	20	100
建築住宅課	公営住宅事業(新設)	6(32)		40	20	20	10	10	100
"	公営住宅事業(新設)		7(33)	40	20	20	10	10	100
"	公営住宅事業(建替)	6(33)		30	30	20	10	10	100
"	公営住宅事業(建替)		7(34)	30	30	20	10	10	100
道路課	交通安全事業(簡易パーキング)	6(34)		20	30	25	10	15	100
"	防雪事業(歩道無散水)	6(35)		30	20	25	10	15	100
"	防雪事業(車道無散水施設)	6(36)		30	15	25	15	15	100
"	防雪事業(車道無散水施設)		7(35)	10	15	30	20	25	100